

『石匱書』に立伝された宦官と孝子—『名山蔵』との比較を通じて—

酒井恵子

はじめに

明朝において、去勢した男性で宮中に仕える宦官が政権に与えた影響は大きかった。特に悪名高い数名の宦官は有名で、多くの字数をさいて伝が記された。たとえば、前稿「明朝宦官伝—『名山蔵』と『罪惟録』—」（『三重大史学』22、2022年）で検討した『名山蔵』の劉瑾伝は特徴的で、賢なる宦官を立伝する宦者記は標点本で12頁であるが、劉瑾の伝はひとりで24頁をさく（27頁）。

日本における明代宦官研究については、宦官が権力を握り得た仕組みや宦官の職掌についての研究はあるが数は多くなく¹⁾、近年の中国における研究は宦官と知識人の関係や宦官教育について考察するなど、多岐にわたっている²⁾。しかし、そもそもなぜ人々は宦官になる道を選んだのだろうか。どのようにして宦官になることが社会的地位上昇に有効であることを知ったのであろうか。史料の少なさに起因するのであろう、自ら去勢、あるいは親族によって去勢されて宦官になる、明代に急増した自宮に関する研究は少ない³⁾。そして何度も禁令が出されていることを考慮すれば、情報は流布していたはずであるが、情報入手経路は明らかにされていない。

そこでこれまで、まとまった数の宦官伝をみることの可能な基本史料となる『明史』宦官伝、同じく紀伝体による明代の歴史書ではあるが、個人によって著わされた何喬遠『名山蔵』宦者記・宦者雜記および査繼佐『罪惟録』宦寺列伝を『明史』宦官伝と比較しつつ検討した⁴⁾。これらの史料から宦官出身地の偏りを確認し、「自宮が悪事をなす宦官と結びつけられて評価され」という特徴を見出すことができた⁵⁾。

また筆者はこれまで、身体を傷つけることで栄誉・特権獲得、社会的地位上昇が可能となった、あるいは可能となる行為に着目して、身体の一部を切り取って病気の親に食べさせる割股に代表される行為と自宮を比較検討してきた。特に『名山蔵』の著者何喬遠の「我私志」（『閩書』卷一五四）に「父の僕夫楊復が「割股療母」したことから羊酒を与えた」とあることから、自宮が悪事をなした宦官と結び付けられることと比較して、孝のために身を傷つける行為は称賛されることを指摘した⁶⁾。

宦官となることでどのような生活を送ることが可能になるのかという情報を得る方法としては宦官との直接的な接触が考えられるが、宦官と民の接触については、京師近郊や鎮守宦官、王府などが考えられる。しかし宦官に関する記述は多くないことから、ま

とまった分量の宦官伝を収録する史書の分析を続けていく。本稿では『明史』、何喬遠『名山藏』、査継佐『罪惟録』に続き、張岱『石匱書』宦者列伝を検討する。その際、割股に代表される身を傷つける孝行に対する評価と比較するため、孝子伝も検討する。これは記録を残す知識人の生命観、宦官への評価を明らかにし、知識人の考え方から人々への情報伝播状況を知る手がかりを得るための作業である。なお、『石匱書』のみではなく、『名山藏』とも比較する。理由については後述するが、両者の書籍の関係性による。

1、張岱『石匱書』

(1) 『石匱書』

張岱（1597～1689）は浙江省紹興の人で、高祖天復、曾祖元忭、祖父汝霖はみな進士となっている名門一族に生まれた⁷⁾。『石匱書』について、本稿で使用する欒保群校点『石匱書』（故宮出版社、2017年）の商伝・欒保群「出版説明」に基づき説明する。

『石匱書』は崇禎元年（1628）に執筆の準備が始まり、順治十一年（1654）に完成した。対象とする時代は論が定まるのを待つために天啓七年（1627）までとした。順治十三年（1656）、浙江学政の谷応泰（1620～1690）から『明史紀事本末』編纂への参加を依頼された張岱は、その年に杭州に行き、一年あまり編纂に参加するとともに、谷応泰の蔵書を利用し、崇禎年間について記した『石匱書後集』を完成させた。ここで明一代の歴史書が完成した。談遷（1594～1657）『国権』、査継佐（1601～1676）『罪惟録』と並ぶ浙東史学三大明史著作の一つとされる。しかし、厳格に言えば完成していない。たとえば列伝では、史料不足や解釈・評価に時間を要し、目はあるものの文がないものがある。さらに列伝では人物表記が定まっておらず、敬称や姓氏がなく名みの者、さらには「福清」と籍貫のみが記され、誰のことを指しているのかわからないところもある。これらの指摘はこれから検討していく宦者列伝にもあてはまる。なお前稿で検討した査継佐『罪惟録』との類似性として、私修であり、人に示していないこと、清への抵抗なども指摘されている。しかし査継佐が裕福になったのに対して、張岱は貧賤のまま遺民として生活していた点は大いに異なる。

次に『石匱書』の書かれ方について具体的にみていきたい。「紀」「志」は最後に「石匱書曰」と評語が記される。『石匱書』の「志」は天文、地理、礼楽、科目、百官、河渠、刑名、兵革、錢刀、馬政、曆法、塩菜、漕運、芸文があるが、河渠から漕運までの八つの「志」は、冒頭の総論以外、何喬遠（1558～1631）『名山藏』をそのまま載せて

おり、最後の「石匱書曰」も『名山蔵』の「郎曰」をそのまま引用していると校点本の校勘記にある。『石匱書』巻十八、諸王宗室世家は『名山蔵』の「郎曰」を「名山蔵曰」と明記して載せており、多くの部分を『名山蔵』からそのまま採録している。

このように『名山蔵』の文を多く収録していることから、両書を比較しつつ検討することで、著者の宦官に対する見方・評価がわかる。そしてこのような作業を通じて自宮に関する見方、描き方を明らかにすることで、自宮に関わる史料の探し方を見いだせる可能性がある。

そこで『名山蔵』巻九二、宦者記、巻九三、宦者雑記と『石匱書』巻二一二、宦者列伝を比較検討し、崇禎年間の歴史を記した『石匱書後集』巻六一、宦者列伝もあわせて考察する。なお、何喬遠『名山蔵』については、前稿同様、張徳信・商傳・王熹点校『名山蔵』（福建人民出版社、2010年）を用いる。

（2）『名山蔵』との比較

『石匱書』宦者列伝の総論は最初から穆宗までは『名山蔵』と全く同じであるが、『名山蔵』に記されていない万曆以降についての総括が追加される。そこでは万曆の張居正と馮保について述べ、この頃から宦官の力が大きくなり、天啓の魏忠賢の権力をほしいままにしたことを「古より貂璫の横、此に至りて已に極まれり（自古貂璫之横、至此已極矣）」とし、「甲申（1644）の変、曹化淳猶お門を逆賊に開くに、婦寺の禍、遂に国と終始す。人主為る者、戒めを知らざるべけんや（甲申之變、曹化淳猶開門逆賊、婦寺之禍、遂与国終始。為人主者、可不知戒哉）」と締めくくる。明朝滅亡後に完成したため、このように宦官について総括される。また、『名山蔵』には宦者記と宦者雑記の立伝基準について、前者は「賢なる者」、後者は王振・汪直・劉瑾を記すとしているが、『石匱書』にはそのような立伝基準は示されていない。しかし、宦者列伝下は悪事をなした宦官が立伝され、『罪惟録』も同様の立伝方法をとっている。

具体的に立伝されている者を確認していくと、『名山蔵』宦者記には十五名が立伝されるが、『石匱書』宦者列伝上は十三名で、かつ『名山蔵』にあつて『石匱書』に載せられていない者七名、逆に『名山蔵』になく『石匱書』に立伝された者は五名と、かなり異なっている⁸⁾。そして、呉亮・田義は伝としては短いが、これまで検討してきた『明史』・『罪惟録』にも立伝されていない。著者による評価については、『名山蔵』宦者記・宦者雑記ともに各巻最後に記すのみである。一方、『石匱書』宦者列伝上は功績が類似する者をまとめて立伝して評価を記し、宦者列伝下は、悪事をなした宦官については、『名山蔵』は三名のみの立伝であるが、『石匱書』は三名以外に、五名立伝され、

そのなかには馮保・魏忠賢も含まれる。さらに『明史』にしか立伝されていない王振に諂っていた曹吉祥も立伝される。そして梁方（『明史』卷三〇四、宦官伝一では梁芳）と李広はまとめて立伝されるため評価もまとめられているが、他の宦官については一人ずつ評価が記される。このように「志」同様『名山蔵』からそのまま採録している部分はあるものの、両書には対象期間の違いにもとづかない、立伝基準による違いもある。

また、『石匱書後集』卷六一、宦者列伝には八名、宦者列伝附後に魏忠賢の「遺禍」として二名立伝され、「石匱書曰」との評価が宦者列伝の最後に続けて二つ、宦者列伝附後に一つ記されている。また宦者列伝の八名のうち三名は『罪惟録』に、一名は『明史』に立伝される。宦者列伝附後の二名のうち曹化淳は他書に立伝はされていないが、『明史』王承恩伝にその名がみえる。同じく杜勳も『罪惟録』王承恩伝、『明史』高起潜伝に名がみえる。

次に、これまで同様、出身地を確認していくと、『石匱書』のみに立伝される田義は北直人、『石匱書後集』のみに立伝される王徳化は山西省大同人、史賓は北直清苑人である。方正化は北直人と記されるが、『明史』では山東人となっている。宦者列伝附後の杜勳は陝西省榆林人とあり、自宮が宦官の供給源であると考えるのであれば、前稿にて提示した『名山蔵』宦者記さいごの「郎曰」にある、自宮する者が「畿甸の民、以て山東・西、齊魯、関陝の間に至」という記述を補強しうる結果である⁹⁾。ただしこの自宮に関する記述は『石匱書』にはみられない。

2、『名山蔵』宦者記・宦者雑記との比較

『石匱書』宦者列伝の総論は『名山蔵』冒頭をほぼそのまま引用し、最後に『名山蔵』の範囲外の宦官についての状況を書き足しただけであるが、立伝者については選定基準が異なり、書かれている内容にも違いがある。『石匱書』に立伝されている宦官は多くないため、宦者列伝上の宦官については『名山蔵』宦者記と、宦者列伝下は『名山蔵』宦者雑記と比較しつつみていく。その際、『石匱書』の立伝方式、たとえばひとまとまりとされた者や一名で項目が立てられている者は、その分類方式に従って検討する。なぜなら、このまとまりごとに評価が記されるからである。

(1) 雲奇・沐敬・呉亮・金英

胡惟庸の謀反を訴えるも洪武帝に信じてもらえなかった雲奇、建文帝に仕え、正統年間に老僧となって現れた建文帝に会ったのちに仕えられないことを苦にして自害した呉

亮は、『名山蔵』に立伝されていない。建文の時の太監沐敬は『名山蔵』の伝をそのまま載せている。金英は王振一族を籍没したこと以外は『名山蔵』と同じ事柄が載せられているが、描き方は異なり、景泰帝が金英に東宮の誕生日として自らの子の誕生日を告げたところ、後の成化帝の誕生日で言い返した件については「蓋諷諫也」と特記している。「石匱書曰」では、処罰を恐れず皇帝に自らの意見を述べた雲奇と沐敬については「特に二璫の賢なるに非ずして、益ます我高帝駕馭の善を見るなり（非特二璫之賢、益見我高帝駕馭之善也）」と宦官が特別に賢のではなく、洪武帝の宦官制御を称える。呉亮は建文帝に殉死し、金英も景泰帝に媚びない態度をもって「朝士これに対して愧じざる者幾人かな（朝士対之而不愧者幾人哉）」と称える。

（2）懐恩・陳準・阿丑・覃吉

東廠の害を取り除いたものの人を罪したり籍没となる案件を対応させられたことで心を痛め自害した陳準は『名山蔵』には立伝されていない。懐恩は伝によって出生や出身地に異同のある宦官で、『石匱書』では直臣であった戴綸のいとことされ、『名山蔵』では戴綸の子とされており、基本的な情報が異なっており、『石匱書』の方が多くの話を記す。例えば成化帝が皇太子をかえようとしたことに反対したために鳳陽で守陵することになった後、懐恩の後を引き継いだ覃昌は重責に耐えられず自害しようと考えたが、泰山の地震によって皇太子変更は取りやめとなった、という一件がある。

成化帝に仕えた阿丑については、前半は同じ話が記されているが、梁方（梁芳）の宦官や言路の官が何も言わないことを風刺した話が追加されている。弘治帝が皇太子の時に仕えていた覃吉についても『名山蔵』とほぼ同じであるが、皇太子の出講の際、講官に礼を尽くす姿が描かれる。さいごに皇太子を導いた懐恩・覃吉、宦官の分をわきまえた陳準、滑稽な振る舞いによって悪しき事を風刺して皇帝に気づかせた阿丑を評価している。

（3）張永伝

張永一名の伝で、文字の異同はかなりあるものの、『名山蔵』の伝を載せていると考えられる。劉瑾のもとにいたが離反し、安化王および寧王の乱鎮圧に関わった宦官である。正徳五年（1510）安化王の乱においては楊一清（1454～1530）と討伐にあたり、その際に劉瑾を除くための案を二人で考え、劉瑾を処刑することに成功した。また正徳一四年（1519）寧王の乱については、討伐にあっていた王守仁（1472～1529）のもとに派遣された。王守仁のことを貶めようとする者がおり、正徳帝が王守仁を謀反の罪

で呼び出そうとしたところを、張永は正徳帝に対して王守仁の無罪を訴え、またこのいきさつを説明するために王守仁のもとに向かった。この張永については、劉瑾を追放したことはみな知っているが、安化王・寧王の乱鎮圧に関わっていることは知られていない。八虎の一人であったにもかかわらず賢なる宦官がいたことを称賛している。

(4) 何文鼎・阮浪・田義・王安

何文鼎は『名山蔵』では何鼎として立伝されている。弘治年間に宮中に入出入りする張皇后の親族を諫めたことで皇后の怒りを買って、処刑されたことを両書ともに記しているが、具体的な内容は異なる。『名山蔵』では何鼎救済を求めた官僚たちについて記している一方、『石匱書』ではそれらは省略されているが、翰林官がよんだ「外戚權を擅にすること天下に有るも、内臣強く諫むること古今無し。道比干に合うこと世を異にすると雖も、心巷伯において却って同符す（外戚擅權天下有、内臣強諫古今無。道合比干雖異世、心於巷伯却同符）」と、殷の紂王の叔父比干は紂王を諫めて殺されたが、それは何文鼎と同じであるという詩句を載せる。また錦衣衛官の昇官方法を諫めた話は『石匱書』には記されない。

阮浪については、英宗復辟を宦官の王堯と謀っているとして、処罰されたことを両書ともに記しているが、『石匱書』には阮浪と王堯が罪を着せられるにいたった原因について、阮浪が英宗から賜った刀を王堯に与えたこと、その刀を見た錦衣衛指揮盧忠がその刀を入手して宦官高平に見せたという話を記している。

万曆時の太監田義は『名山蔵』には立伝されていない。万曆三〇年（1602）、首輔沈一貫（1531～1615）を召して礦税を停止する論を下した翌日、万曆帝は悔いて停止することをやめる命を下した。沈一貫はすでに論は出されたとして一度は反対した。田義も礦税の停止を訴えたところ、切り殺されそうになっても動じなかった。一方、沈一貫は恐れ礦税停止をやめることを受け入れたため、田義はそれを非難した。

王安は泰昌帝（1620）が太子の頃より三〇年仕えていた。泰昌帝は即位するも一月もたたないうちに亡くなってしまった。「紅丸の案」である。その後、天啓帝即位にあたり、養育にあっていた李選侍を別宮に移動させる「移宮の案」がおこるが、その際、移宮を求めた当時兵科左給事中だった楊漣（1572～1625、『熹宗実録』泰昌元年（1620）九月己卯）、同じく移宮を求めた当時浙江道御史だった左光斗（1575～1626、『熹宗実録』泰昌元年九月丁丑）など官僚を宮中に引き入れたのが王安であった。この間に国庫から財物を盗んだ宦官李進忠は事が発覚したため王安に賄賂を贈ったが、王安は罪を暴き処罰した。魏忠賢は狡猾であったため、王安は用いなかったが、王安が退官したのち、

魏忠賢は王安を罰し、李進忠に殺させ、屍を棺に納めることを許さなかった。魏忠賢が誅されたのち、名誉は回復され、祠は「昭忠」と名づけられた¹⁰⁾。

評価は、何文鼎が外戚に抵抗したこと、阮浪は死をもって英宗を護った功績は社稷にとって大きなことであると称える。そして田義が礦税停止を請うも、動かない首輔に怒ったこと、王安が悪事をなす宦官を庇わず、言官を助け李選侍に政権を取られないようにしたこと、宦官の悪事に対する姿勢を称賛する。

『名山蔵』については、よい宦官を立伝した宦者記最後の「郎曰」には自宮に関する記述があるのみで、宦官個人への評価は記されない。一方、『石匱書』宦者列伝上においては、立伝された宦官数は『名山蔵』より少なく、また立伝された者にも異同があるが、「石匱書曰」としてひとりひとりの評価が記され、官僚の補佐、官僚への叱責、また悪事をなした宦官には厳しい姿勢で臨んだことを高く評価している。

(5) 宦者列伝下

ここでは列伝下に収録される悪事をなした宦官について触れておく。王振については、『名山蔵』の伝を一部削除した形で『石匱書』に立伝されている。文字の異同もいくらかある。曹吉祥は『名山蔵』にない。汪直も王振同様、基本的には『名山蔵』を引用しつつ省略や要約して文章を削っている。汪直への評語は劉瑾・魏忠賢と比較するならその害悪は「万分一」にもならないとする。梁方(芳)・李広も『名山蔵』に立伝されていないが、方術で成化帝・弘治帝を惑わせた宦官である。劉瑾は『名山蔵』から引用している箇所にも自宮に関する記述がみえる。次の馮保は『名山蔵』にない。最後が『名山蔵』に立伝されていない魏忠賢であるが、ここには魏忠賢が宦官になったいきさつが記されている。

魏忠賢、初名は進忠、河間肅寧の人。少くして黠慧、酒を好み、^く啖うを善くし、馬を馳せるを喜び、能く右手もて弓を執り、左手もて弦を^は鼓りて射し、多く奇中す。目は丁を識らざれども、然れども胆力有りて、顧つて猜狠にして自用すれば、事を喜び尚お^{つら}諛う。嘗て年少と賭博して酬いず、市肆中に走匿するも、諸悪少これを追窘(たしなめる)し、^{いか}甚だしければ、因りて自宮す。¹¹⁾

『罪惟録』には、騎馬の話はあるが、自宮の原因については、貧困により妻を他家に嫁がせて自宮したとある¹²⁾。『石匱書』では賭博で負けたため、自宮したとある。なお、『明史』には賭博が原因と記される。

なお、『石匱書後集』宦者列伝は、李自成が宮中に攻め入ってきた時に賊に立ち向かったり、殉死した宦官など八名を列挙して記す。宦者列伝附後は宮城の門を開けて李自

成を迎え入れ投降した曹化淳と、人質となっている晋王・代王の身代わりを申し出るも実は賊に投降していた杜勳を記す。

『石匱書』の評価は、良き宦官には時に官僚よりも称賛し、悪しき宦官、たとえば魏忠賢については次のように記す。

石匱書曰く、婦寺の禍、皆な朝紳以てこれを醸成する有り。……則ち是の忠賢の奸、特だに能く上は人君を蔽うのみにあらずして、且つ能く下は宰相を蔽えり。¹³⁾

宦官の禍は官僚によって醸成される。そして魏忠賢は皇帝のみならず首輔にまで影響力をもっていたとし、「宰相」はここでは葉向高（1559～1627）を指しているが、評価を記す。しかし崇禎朝の悪しき宦官を記した『石匱書後集』宦者列伝附後には次のような評価が記される。

石匱書曰く、魏忠賢毒を海内に流し、天下已に瓦解の勢いを成し、明の即ちに亡ばざる所以は、幸いのみにして、乃ち尚お孽を留遺すること曹化淳・杜勳の如き者賊に降り門を献ずれば、忠賢の遺禍、此に至りて始めて尽す。嗟乎。我が明の天下は崇禎に亡ばずして、而して実に天啓に亡ぶ、流賊に失わずして、而して実に忠賢に失う。¹⁴⁾

明の滅亡を目の当たりにした張岱にとって、明滅亡の原因は魏忠賢であったと記したのである。『罪惟録』では魏忠賢伝は欠落しており、どのように評したのかわからない。ただし、張岱は宦官すべてを悪と見なしているわけではなく、高く評価している宦官もいることから、この評価は客観的なものといえるであろう。

3、孝子伝と宦官伝

『石匱書』に立伝された宦官のうち、自宮について触れられているのは劉瑾と魏忠賢のみで、両者ともに悪名高い宦官であった。このことから『名山蔵』ほどではないにせよ、自宮は悪と結び付けられていると考えられる。あるいは、悪事をなした宦官は自宮と結び付けて語られるのかもしれない。それでは、特権獲得目的で身を傷つけているとして批判されることもあった、病の親に自らの身体の一部を切り取って食べさせる割股に代表される行為はどのように評価されているのであろうか¹⁵⁾。『名山蔵』では自宮について言及するものの、自らの一族の伝においては割股者を称えており、身を傷つける行為への評価に違いがみられた。それでは、孝子伝では割股者はどのように評価されているのであろうか。当時の知識人の生命観を知ることで、宦官像をより明確にできると

考えられるため、両者を比較検討していく。

『名山蔵』については、孝子伝や孝義伝といった「孝」字を冠した伝がない。内容からして孝子伝に相当するのは本行記である。上下巻あるが、下巻は国初から孝行以外のさまざまな善行をなした者が記されていることから、巻九八、本行記上のみを検討する。『石匱書』については、巻一九九に孝子列伝があり、『石匱書後集』巻五六にも孝子列伝がある。

まず『名山蔵』からみていく。立伝者は八二名、伝数は七八篇。「是れ編するや、蓋し士大夫十の一、小民間巷十の九（是編也、蓋士大夫十之一、小民間巷十之九）」と冒頭に記す。累世同居や兄弟の梯についても列挙されているが、基本的には孝子で、本人、あるいは子孫が士人である者、旌表された者が多く立伝されている。たとえば、累世同居で有名な鄭濂、孝廉で推挙されてのち「割肝」で出世し旌表された李得成¹⁶も立伝されるが、それ以外をみていくと、官僚になった者は一一名、生員・国子監生・挙人は二〇名である。鄭濂と李得成を除く八〇名のうち、三一名は士人であり、四割近い。そのほか、胥吏は三名（うち一名は子が官僚になっている）、子孫が官僚になった者は三名、子が生員になった者一名、父が官僚や学生であり本人は特に何も記されていない者は三名である。旌表についてみていくと、洪武一名、成化二名、弘治は孝八名、累世同居の黄鍾伝に他一一名列挙され、合計一二名旌表されている。おそらく並びからして弘治か正徳に旌表された者一名、正徳五名、おそらく正徳の者一名、正徳か嘉靖の者一名、嘉靖四名である。旌表された者は合計二四名となる。なお官僚で旌表された者は四名、生員・国子監生・挙人は八名である。これらのことから、士人であり旌表されていれば情報が残りやすいため、このような立伝になると考えられ、「士大夫十之一」は正確とはいえない。

しかし、『名山蔵』には興味深い伝もある。それは割股した者が四名立伝されていることである。まず、脇の肉を切り取り煮て母に食べさせ弘治中に旌表された李洪である。天に祈り香を焚き、夜寝ている時に神人があらわれ「生人の肉は以てこれを治すべしと説く（説生人肉可以治之）」と言われ、左脇の肉を食べさせたところ、母は元気になった。割股は洪武二七年（『太祖実録』洪武二七年九月乙巳）に旌表が禁止されて以降、旌表される者は非常に少なく、『実録』で確認する限り、弘治年間には一名旌表されているが（『孝宗実録』弘治二年四月辛卯）、姓名と出身地が異なることから、同一人物ではなさそうである。正徳中の挙人で母のために左股を割いて食べさせ、次は右股を割いて食べさせた王表は、母の死後食事をとらず亡くなり、嘉靖中に旌表された。この件も『実録』で確認できない。さらに官僚であった父のために右臂を割いて食べさせた生員

の唐儼と姑のために右脇を刳いて食べさせた妻鄧氏の伝があるが、唐儼は嘉靖初めに国子監に貢がれ、旌表された¹⁷⁾。これも『実録』で確認できない。生員である兄のために股を刳いて食べさせた潘寛の伝もあるが、旌表はされていない。『名山蔵』では割股は称賛すべきこととして記されており、身を傷つける行為であっても自宮に対する評価とは異なる。

次に『石匱書』についてみていきたい。孝子列伝には二七名立伝される。総論に「余、その生孝を録さずしてその死孝を録す（余不録其生孝而録其死孝）」と記し、孝のために死んだ者のみを立伝している。罪を得た父の代わりに処罰されたり、賊から親を守るために自らが殺されたり、あるいは逃げきれずに殺されるなどが主である。旌表された者の伝もある。元末に父の身代わりとなって殺され、妻も自害した徐允讓は洪武十七年（1384）に旌表された。このほか、九名旌表されているが、官僚の息子や武官の息子、生員がいる。また母のために肝を割り、父のために左腹肝を割った一三歳の黄道禄の伝を載せる。ここでは割股にとどまらず、命を顧みない孝行を高く評価しており、皇帝の怒りを恐れず諫言した宦官への評価と通ずるものがある。『石匱書後集』には二名立伝される。『名山蔵』にも立伝されている者は十二名おり、ほぼ同じ内容の者は三名で、それ以外は異なる。たとえば陳尚質は『名山蔵』では旌表されたとあるが、『石匱書』では郷里で称賛されたとのみ記される。また李壯丁児は『名山蔵』ではおそらく嘉靖中のこととして記されているが、崇禎年間のことを記した『石匱書後集』に立伝されることから、いつの時代の人物なのかについて解釈が異なっている。

『名山蔵』と『石匱書』では割股に対する評価に違いはなく、どちらも称賛している。ただし、『石匱書』においては割股者は一名しか立伝していないが、孝子列伝の最後の「石匱書曰」において、割股について問題行為ではないと記している¹⁸⁾。自宮については、『名山蔵』が宦者記のさいごに宦官への評価ではなく自宮の目的や宦官になれなかった者の状況など、否定的な書き方をしている。『石匱書』も国を滅ぼした者とする魏忠賢の伝で自宮にういて記している点では同様な評価もみえるが、孝子列伝で命を顧みない孝行を記し、皇帝に諫言した宦官を宦者列伝に記していることから、『名山蔵』とは評価に違いがみられる。

それでは、割股が病の治療に有効であるとの情報はどのように得ていたのかをみていくと、神から聞いたと『名山蔵』李洪伝に記されているが、このような記述からは情報入手方法は明らかにしえない。また松野敏之は割股の実践に通俗書が影響を与えていることを指摘しているが¹⁹⁾、自宮する者は文字を読めない者が多かったと推測されるため、同様の情報入手は想定しにくい。

自宮が社会的地位上昇手段となるという情報をどのように得ているのかを、割股に関する記述から得ることはできなかった。しかし、旌表対象ではない割股への称賛からは、身を傷つける行為そのものが知識人に受け入れられないものではないことが明らかになった。自宮については否定的な評価が多いが、宦官伝を引き続き検討し、かつ割股と比較検討することで、情報入手方法を知り得る可能性があると考えられる。

おわりに

『石匱書』と『名山蔵』の宦官伝と孝子伝を比較検討した。明代の宦官についての評価は必ずしも悪のみではない。特に『石匱書』では明朝滅亡の理由として魏忠賢が挙げられるものの、宦官すべてを悪とするのではなく、宦官への高い評価も記された。そして孝子伝も含め、『石匱書』からは自らの命を顧みない行為を高く評価していることが明らかになった。

しかし、自宮が社会的地位上昇手段として有効であるという情報の入手方法については、やはり明らかにすることはできなかった。『名山蔵』本行伝に立伝されていた韋起宗の伝には、母の節を称える文詞執筆を依頼し、旌表されるために努力したとの記述がある²⁰⁾。ここではすでに節婦は称賛されるべきで旌表されるものだという考えのもと行動しているが、韋起宗は知識人とは記されておらず、節婦の偉業を文詞で残し旌表されるべきだとの価値観がどこから生じているのだろうか。「縉紳先生」に会って文詞を依頼したとあることから、知識人と全く面識がない者ではなかったと考えられ、そこで情報入手や価値観の共有がなされたのかもしれない。それでは、およそ知識人と交流していたとは考えられない人々がどのようにして王朝の政策を知り得たのか、宦官のみでなく善行によって旌表された、あるいは旌表されなかった者の伝からも情報入手方法を知り得る可能性はある。

これまでまとめたかたちで宦官を検討できる史料を検討してきた。今後は個別の伝を収録する『国朝献徴録』や近年出土している墓誌を検討することで、個人の価値観によらない、基本的には称賛目的で執筆された伝から宦官像を明らかにし、社会的地位上昇手段としての自宮に関する情報入手に関する記述を探していきたい。また知識人以外の情報入手方法を探るべく、引き続き善行者の伝も引き続き検討していきたい。

註

- 1) 日本における宦官研究については拙稿『『明史』宦官伝を読む』（『三重大史学』20、2020年）18・28頁註4参照。
- 2) たとえば呉兆豊『有教無類：中晩明士人教化宦官行動研究』（社会科学文献出版社、2021年）「緒論」では、主に中国における研究について、宦官制度のみでなく、士人と宦官の関係や宦官の信仰生活についてなど、宦官に関するさまざまな先行研究を紹介している。
- 3) 自宮に関する、あるいは自宮に言及している研究については、前掲註1拙稿『『明史』宦官伝を読む』16～18頁、拙稿「明朝宦官伝—『名山藏』と『罪惟録』—」（『三重大史学』22、2022年）25頁参照。
- 4) 前掲註1拙稿『『明史』宦官伝を読む』、前掲註3拙稿「明朝宦官伝」。
- 5) 前掲註3拙稿「明朝宦官伝」38頁。
- 6) 前掲註3拙稿「明朝宦官伝」37・38頁。なお、榮譽・特権獲得、社会的地位上昇が可能となった、あるいは可能となる行為である割股については、拙稿「孝子から節婦へ—元代における旌表制度と節婦評価の転換—」（『東洋学報』87（4）、2006）39～43頁、前掲註1拙稿『『明史』宦官伝を読む』25～27頁参照。
- 7) 夏咸淳輯校『張岱詩文集（増訂版）』（上海古籍出版社、2014年）「前言」1・2頁。なお「前言」によると、張岱の卒年は諸説あり、康熙二十八年（1689）が最も遅い（1頁）。ここでは尾崎雄二郎・竺沙雅章・戸川芳郎等編『中国文化史大事典』（大修館書店、2013）「張岱」（856頁）に拠った。
- 8) 校勘記に、底本とした抄本、2008年に上海古籍出版社が影印出版した『石匱書』すなわち南京図書館蔵鳳嬉堂「鈔稿本」（出版説明12頁）には「宦者列伝上」という題は記されていないが、この巻の後ろに「宦者列伝下」とあることから付けたとある（3171頁）。本稿ではこれにより「宦者列伝上」とする。
- 9) 前掲註3拙稿「明朝宦官伝」35頁。何喬遠『名山藏』卷九二、宦者記「郎曰、祖宗朝、宦侍皆出俘孥罪囚。至景泰中、乃有自宮求進者、置之罪、竟得收用。自是畿甸之民、以至山東西、齊魯、閩陝之間、其希凶避徭役以幸富貴者、家有數子、輒一闔之、名曰淨身男子。上書求用、至以千數。其無所附托、流為棄人乞子者、亦相屬矣。正徳中、于經得志、經父來見、下簾答之曰、爾忍闔兒。後乃上堂稱父子、抱持而泣也」。
- 10) 『崇禎長編』天啓七年十一月癸酉条に「太監施大用請恤故太監王安。旨准復原官。仍賜祭名其祠曰愍勞」とあり、『石匱書』に書かれている「上」が崇禎帝であることが確認できる。なお、祠名は異なる。
- 11) 張岱『石匱書』卷二一二、宦者列伝下、魏忠賢「魏忠賢、初名進忠、河間肅寧人。少黠慧、好酒善啖、喜馳馬、能右手執弓、左手彀弦射、多奇中。目不識丁、然有胆力、顧猜狠自用、喜事尚諛。嘗与年少賭博不酬、走匿市肆中、諸惡少追窘之、恚甚、因而自宮」。
- 12) 前掲註3拙稿「明朝宦官伝」36・37頁。『罪惟録』卷二九下、宦寺列伝下、魏忠賢「魏忠賢、初名進忠、直隸肅寧人也。姓李、妻馮、生女嫁楊六哥矣。涵酒流博、好逐馬、能左右射、射奇中。不

- 識字、猜狠自用、人多以僂子目之。已貧甚、与其妻人自宮、万曆中選入司礼太監孫暹名下、得內官監馬謙扶掖、效用甲字庫、漸裕。
- 13) 張岱『石匱書』卷二一二、宦者列伝下、魏忠賢「石匱書曰、婦寺之禍、皆朝紳有以釀成之。……則是忠賢之奸、不特能上蔽人君、且能下蔽宰相矣。
- 14) 張岱『石匱書後集』宦者列伝附後「石匱書曰、魏忠賢流毒海內、天下已成瓦解之勢、明之所以不即亡者、幸耳、乃尚留遺孽如曹化淳・杜勳者降賊獻門、忠賢之遺禍、至此始尽。嗟乎。我明天下不亡之崇禎、而実亡之天啓、不失之流賊、而実失之忠賢。
- 15) 近年の割股に関する研究としては、松野敏之の「唐宋の士人と割股」（『国士館大学漢学紀要』20、2018年）と「明朝前半期における割股一禁令と韓王府への奨諭」（伊東貴之編『東アジアの王権と秩序—思想・宗教・儀礼を中心として』汲古書院、2021年）がある。
- 16) 李得成については、拙稿「朱元璋における「賢」と「不才」—『御製大誥』を中心に—」（名古屋中国古代史研究会編『名古屋中国古代史研究会報告集2 地域と人間から見た古代中国—江村治樹教授退職記念中国史論集—』2012年）で触れているが、旌表された行為は割肝ではなく臥冰である（150頁）。『太祖実録』洪武二十七年七月甲寅「旌表孝子李徳成及節婦高氏。徳成易州涑水県人。其母早亡、徳成念劬勞之恩、乃搏土肖象、日奠飲食、奉之如生。一夕夢母墮寒冰間、挽之不能得、既寤与妻王氏徒跣行三百里、至呂平墓所、臥冰七日、時天大雪、冰為融積。郷里称之、会朝廷徵孝廉、有司以徳成応詔、擢光祿司署丞、遷太常寺贊礼郎、尋陞尚宝司丞。至是復旌其門曰孝行之門。
- 17) なお嘉靖には挙人の旌表は禁止されている。拙稿「明代後半期の旌表—規定改定をめぐる—」（『名古屋大学東洋史研究報告』31、2007年）27頁。万曆『大明会典』卷七九、礼部三七、旌表「〔正徳〕十三年令。軍民有孝子・順孫・義夫・節婦、事行卓異者、有司具実奏聞。不許將文武官・進士・挙人・生員・吏典・命婦人等、例外陳請。嘉靖二年、奏准。今後、天下文武衙門、凡文職除進士・挙人係貢挙賢能、已經堅坊表宅、及婦人已受誥勅封為命婦者、仍照前例不准旌表外、其餘生員・吏典一応人等、有孝子・順孫・義夫・節婦、志行卓異、足以激励風化、表正郷閭者、官司仍具実跡以聞、一体旌表。
- 18) 張岱『石匱書』卷一九九、孝子列伝「石匱書曰、……人年漸長、其孺慕亦漸為外慕所分。倘能以孺慕一念、保而勿失、則絶脰剝肝与懷抱乳哺、其愛恋之心有以異乎。無以異乎。故人能不失其赤子之心、則身体髮膚、豈敢毀傷。謂曾子之啓手啓足、与諸孝子之殺身成仁者、総無二念可也。
- 19) 前掲註15、松野敏之「唐宋の士人と割股」12頁。
- 20) 何喬遠『名山蔵』卷九八、本行記上、韋起宗「遇縉紳先生、輒長跪百拜、求其文詞、以彰母節。為母請於朝、冀得旌表、假貸行錢以求之。求之不得、至三十余年。一日幾得、復為忌者所沮、涕泣痛恨、双目青盲。又十余年、乃得之、目則明開。

(さかみ けいこ 三重大学人文学部)